

実施	2015年1月
ヒアリング対象国	タイ

コンテンツ市場

- ・タイ映画市場では、アメリカ作品が継続して人気を伸ばし、2014年の劇場興行収益の比率は65%となっている一方、自国作品のシェアは18%と落ち込んだ（意見交換におけるMPAのプレゼンテーション資料より）。また、MCTでのヒアリングでは、アメリカ作品に次いで韓国作品、そして日本作品が人気との発言があった。
- ・音楽に関しては、国内作品と外国作品の市場シェアの比率が、今年度は6対4で、外国曲では欧米の音楽がそのシェアの殆ど（30%）を占め、次いで人気があるのはK-pop。昨年の国内音楽のシェアは全体の7割で、今年度シェアが落ち込んだのは不安定な社会情勢下で国内音楽の発売数が減った事が理由と考えられている。
- ・アニメーションに関しては、アメリカと日本の作品に人気があり、テレビ放送されているアニメの80%程度が外国作品。コミックに関しては日本作品が人気である。

著作権侵害とその対策

- ・インターネット環境が整備されている都市部では、映画作品のオンライン侵害がより深刻になっている。その一方地方では未だ海賊版DVDが数多く売られており、問題となっている。現時点のフィジカルとオンライン侵害の比率は2.5対7.5。
- ・トレントサイトの「SiamBIT.tv」が現在最も問題視されている映画作品の侵害サイトの1つで、このサイトは以前「SiamBIT.com」のドメインで運営されていたものが、政府によってサイトブロックされたが、その後24時間以内にドメイン名が「SiamBIT.tv」に更新され復活した。その他問題視されているトレントサイトに「T-Torrent.com」というものがある。
- ・UGCサイトで問題視されているのが「mThai」というサイトで、このサイトの運営者はMPA-Thailandに協力的で、侵害対応を行うためのアカウント（ファイル削除アカウントと思われる）をMPAに提供しているが、膨大な数の侵害ファイルが投稿されるので対応が追い付いていない。主に投稿される侵害ファイルはコンサート映像やテレビドラマであり、これら侵害ファイルを削除しても数時間内、早いものは数分内に新たな侵害ファイルが投稿される。
- ・海賊版DVD販売店は通常、商品のジャケットのみを店舗で展示しており、証拠なるディスク自体は在庫として所有していないので、摘発が難しい。国内作品の正規版が450パーツ（日本円で約1,800円）で売られているのに対し、海賊版は50パーツ（日本円で200円弱）程度で販売されている。
- ・音楽に関しても、オンライン侵害は深刻化している。現時点のフィジカルとオンライン侵害の比率は2.5対7.5。
- ・音楽関連で現在問題視されているのは、「Dragon TV」、「Sonic TV」、「IP Box」、「Concerthitz」等のスマートフォン用の侵害アプリ。
- ・MPAは侵害アプリの削除を既に行っており、前年度のヒアリングで話題に上がった侵害スマートフォンアプリの「Series9」は既にMPAの要請に基づきiTunesストアから削除されている。一方日本コンテンツの違法ストーリーミングに特化した「Series7」や韓国コンテンツに特化した「Series8」は未だに入手可能である。MPAの経験ではGoogle Playストアの方が、iTunesストアより削除対応が早い。
- ・TECAはサイト運営者に対して削除要請を出しており、90%程度の削除率である。インデックスサイトに関しても、削除率は50%を確保している。MPA-Thailandも削除要請を出しているが、対応率は音楽の場合より低い。なお、タイ映画協会連盟（The Federation of National Film Associations of Thailand : FNFAT）やMCTはTECAの協力のもとオンライン侵害対応を行っている。
- ・侵害の新しい傾向としては、LINEのメッセージに侵害ファイルのリンクが張られ、共有されるようになった。この方法で、タイ語吹き替え版のドラえもんが侵害された。

消費者へのPR・啓蒙活動

- Thai-U.S. Creative Partnership、タイ知的財産局（DIP）、Microsoft Thailand、True Visions Cable、TECA、MPA- Thailand、Google Thailandが協力して、オンライン侵害撲滅を目的とした、キャンペーンサイト「Load Len Len Kor Pen Reung」を2014年3月27日に立ち上げた。
<http://www.loadlenlen.com/>
- MCTは消費者を対象とした著作権の普及啓発セミナーを地方で行っている。この取組みは今後DIPと協力して継続する予定。また権利者に対しても、彼らが自身の作品に対して権利を保持している事を教育している。この取組みの一環として、2015年に音楽と著作権を題材としたエキスポを開催する予定。これはMCTにとって初めての試みとなる。MCTはブックレットやFacebook等のソーシャルメディアを利用して、協会の活動を紹介しており、これは会員を増やすことと著作権の普及を目的として行っている取組みの1つである。またテレビ番組のエンドクレジットを利用して、消費者を対象とした普及啓発も行っている。
- タイには26ものCMOが存在するので、著作権と隣接権の両方を管理するMPCのような団体は利便性が高い。
- 音楽著作権に関連する多くの問題の解決への大事な一歩として、著作権の集中管理団体（CMO）設立や運営に関する法整備が必要との意見がTECA、MCT等の音楽関連団体よりあった。

その他

- MPAやTECAは経済犯罪取締部（ECD）の警察官に対し、オンライン侵害の調査や証拠収集のトレーニングを行っている。しかしながら、人員の異動が1年毎にあるので、侵害対応に関する知識やノウハウが部署内に蓄積されない。国家改革評議会（National Reform Council: NRC）でこの問題の改善策を討議している。
- タイ政府は情報技術・通信省（Ministry of Information and Communications Technology）をデジタル経済省（Ministry of Digital Economy）に再編する取り組みを行っている。

■タイ王国(バンコク)

期間：2015年 1月12日 (月) ～ 13日 (火)

【意見交換・ヒアリング先】

①Motion Picture Association (MPA) Thailand

アメリカ映画協会 (MPAA) の海外代理団体であるモーション・ピクチャー・アソシエーション (MPA)によって1997年に設立された映画協会。主な業務内容はアメリカ映画協会のメンバー社であるハリウッドメジャースタジオ6社のコンテンツ保護を目的とした、侵害対策、著作権啓発活動、そして法整備に向けた政府への働きかけ等。

② タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会 (TECA)

2002年に設立された現地の音楽権利団体。会員は国内外の音楽エンターテインメント企業12社になり、それら企業の著作権や著作隣接権を保護する為の侵害対策、消費者への啓発活動、そして法整備に向けた政府機関への協力や働きかけを中心に活動している。なお、TECAは国際レコード産業連盟(IFPI)の加盟団体である。

③Music Copyright (Thailand) Ltd. (MCT)

1994年に設立された音楽関連の著作権管理団体。国内では200程の作曲家や作詞家より著作権の管理委託を請け負っている傍ら、30程の国外の著作権管理団体とも連携して外国作品の著作権管理業務を行っている。

④MPC Music Co., Ltd (MPC)

2003年に設立された音楽ライセンス会社。主な業務はMCT及びPhonorights、2団体の会員作品に係るライセンス料の徴収。タイには26の集中管理団体が存在するので、著作権と隣接権を管理するMPCのような会社が便利な存在となる。FIVE STAR PRODUCTION Co., Ltd. 創業43年のタイの老舗映画製作会社で、2015年2月まで計260作品を制作している。作品には「地球で最後のふたり」(Last Life in the Universe)、「怪盗ブラック・タイガー」(Tears of Black Tiger)、「インビジブル・ウェーブ」(Invisible Waves)等、日本で公開された映画もある。

■MPA-Thailand並びにTECA

日時：2015年 1月13日（火）

場所：タイ国民議会

タイのコンテンツ市場について

- ・タイ映画市場では、アメリカ作品が継続して人気を伸ばし、2014年には市場シェアは65%となっている一方、国内作品のシェアは18%と落ち込んだ。（意見交換におけるMPAのプレゼンテーション資料より。）
- ・音楽に関しては、国内作品と外国作品の市場シェアの比率が6対4。外国作品では欧米のポピュラーソングがそのシェアの殆どを占め、次いで人気があるのはK-pop。昨年の国内音楽のシェアは70%で、今年度シェアが落ち込んだのは不安定な社会情勢下で国内音楽の発売数が減った事が理由と考えられる。

タイにおける著作権侵害とその対策について

- ・映画の侵害に関して、インターネット環境が整備されている都市部では、オンライン侵害がより深刻になっている。その一方地方では未だ海賊版DVDが問題となっている。現状のフィジカルとオンライン侵害の比率は2.5対7.5。
- ・現在最も問題視されている映画作品の侵害サイトの1つがトレントサイトの「SiamBIT.tv」。このサイトは以前「SiamBIT.com」のドメインで運営されていたが、このドメインは政府によってサイトブロックされ、その後24時間以内に、ドメイン名が「SiamBIT.tv」に更新された。その他問題視されているトレントサイトは「TT-Torrent.com」。通常のインデックスサイトは問題とされていない。
- ・UGCサイトで問題視されているのが「mThai」というサイト。このサイトの運営者はMPA-Thailandに協力的で、侵害対応を行うためのアカウント（ファイル削除アカウントと思われる）をMPAに提供しているが、膨大な数の侵害ファイルが投稿されるので対応が追い付かない。主に投稿される侵害ファイルはコンサート映像やテレビドラマで、侵害ファイルを削除しても数時間内、早ければ数分内に新たな侵害ファイルがアップロードされる。
- ・海賊版DVD販売店は通常商品のジャケットのみを店舗で展示しており、証拠となるディスクは在庫として所有していないので、摘発がむずかしい。ディスクは注文を受けてから10分程度で作成され購入者に渡される。ディスクを入手するのに10分も待つ事を嫌う客もいる。
- ・タイ政府は地方の貧しい地域の住民に対し、Wi-fiアクセスを無償で提供することを考えている。インターネットがより広い範囲でアクセス可能となり回線の速度が速くなれば、オンライン侵害はより深刻になると思われる。
- ・タイ政府は情報技術・通信省（Ministry of Information and Communications Technology）をデジタル経済省（Ministry of Digital Economy）に再編する取組を行っている。
- ・音楽に関しても、オンライン侵害は深刻化している。現状のフィジカルとオンラインの侵害の比率は2.5対7.5。
- ・音楽関連で問題視されているはスマートフォン用の侵害アプリで「Dragon TV」、「Sonic TV」、「IP Box」、「Concerthitz」等。
- ・MPAは侵害アプリの削除を既に行っている。Google Playストアの方が、iTunesストアより削除対応が早い。最新映画の侵害ファイルをストリーミングする「MovieHitz」というアプリの削除を昨年8月に要請したが、Android用のアプリは要請から1か月以内に対応されたのに対し、iPhone用のアプリは対応が未だされていない。
- ・前年度のヒアリングで話題に上がった侵害スマートフォンアプリの「Series 9」は既にiTunesストアから削除されている。一方日本コンテンツの違法ストリーミングに特化した「Seires 7」や韓国コンテンツに特化した「Series 8」は未だに入手可能。
- ・TECAはサイト運営者に対しても削除要請を出しており、削除対応率は90%程度。インデックスサイトに関しても、対応率は50%を確保している。MPA-Thailandも削除要請を出しているが、削除率は音楽の場合より低い。
- ・改正著作権法案が国会を通過したが、MPAやTECAはその内容に不満を持っており、国家改革評議会を通して更なる法改正を働き掛ける予定。（2015年1月12日にDIPで行われた意見交換会のTECAのプレゼン資料によると、改正著作権法では侵害ファイルの削除には裁判所からの命令が不可欠となる。これは現行の削除要請に基づいた自主的なISPの協力に基づいた侵害ファイル対応の取り組みの妨げになるとの懸念がある。）

消費者へのPR・啓蒙活動

- ・ Thai-U.S. Creative Partnership、DIP、Microsoft Thailand、True Visions Cable、TECA、MPA- Thailand、Google Thailandが協力して、オンライン侵害撲滅を目的とした、キャンペーンサイト「Load Len Len Kor Pen Reung」を2014年3月27日に立ち上げた。
<http://www.loadlenlen.com/>
- ・ DIPで行われた意見交換会での討議内容を踏まえ、MPA-ThailandとTECAより児童向けの啓蒙教材をコンテスト等を開催して制作する提案があった。教材は純粹に物語か、ASEANアニメーション・コンテストと同様に映像作品でも良いとの案が出された。

その他

- ・ MPAやTECAは経済犯罪取締部（ECD）の警察官に対し、オンライン侵害の調査や証拠収集のトレーニングを行っている。しかしながら、人員の異動が1年毎にあるので、侵害対応に関する知識やノウハウが部署内に蓄積されない状況が続いている。国家改革評議会でこの問題の改善策を討議している。
- ・ タイ知的財産局（DIP）では一年間程局長が任命されていなかった。

■MPC並びにMCT

日時：2015年1月13日（火）

場所：MPC Music

タイのコンテンツ市場について

- ・ タイの映画市場で最も人気のあるはアメリカ作品で、2番目が韓国作品、3番目が日本作品。音楽に関しては国内作品が最も人気（60%以上のシェア）で、次いで欧米の音楽（30%）、そして韓国、日本の順。日本作品は以前はとて人気だったが、今はその人気を韓国にとって代わられた。アニメーションに関しては、アメリカと日本の作品が人気で、テレビ放送されているアニメーションの80%程度が外国作品。コミックは日本作品が人気。

タイにおける著作権侵害とその対策について

- ・ 著作権侵害に関しては、P2P（BitTorrent）侵害、無許諾ストリーミングやサイバーロッカーが問題となっている。侵害ファイルの削除依頼は、TECAと協力して通知している。

タイにおける著作権管理団体（CMO）の取組みと問題について

- ・ 日本コンテンツの侵害に関して把握はしていないが、放送事業者による楽曲使用に関して、外国作品は支払い先が明確でない場合が多く、使用料がうまく徴収できていない。併せて楽曲を使用した場合、その都度ライセンス料を支払う義務があることも殆ど理解されていない。
- ・ アプリ等で楽曲が使用されており、それらソフトの製作者は権利処理の方法を知らないので、MCTから連絡を取り、権利処理に関して伝えている。アプリを公開する前に使用料の支払いをすることが望ましいが、大抵の場合それはあり得ない。世界的に事業を展開している企業は権利処理を事前に行っている。第一興商がその模範といえる。
- ・ 国内の事業者へはMCTから連絡を取り、ライセンス料の支払いを求めている。対応がなされない場合は、TECAに侵害対策等の処理を任せる。（アプリに関しては対応率は現時点まで0%）
- ・ タイには26もの集中管理団体（CMO）が存在するので、著作権と隣接権の両方を管理するMPCのような団体は利便性が高い。
- ・ 著作権のCMO設立や運営に関する法律が著作権法に含まれるべきで、それが音楽著作権に関連する多くの問題の解決への大事な一歩なる。それぞれの著作物の類型に対し、1つの管理団体が存在する事が望ましい。
- ・ 先程国会を通過した改正著作権法は、音楽に関してのみを見た場合、現行の著作権法と大きな違いはない。将来、CMO関連の法令を導入するよう、著作権法の更なる改正を求めるつもりである。

消費者へのPR・啓蒙活動

- ・著作権の普及啓蒙に向けたイベントを2015年2月の終わりと2015年末に開催する企画が先頃まとまった。
- ・MCTは消費者を対象とした著作権の普及啓蒙セミナーを地方で行っている。この取り組みは今後DIPと協力して継続する予定。また権利者に対しても、彼らが自身の作品に対して権利を保持していることを教育している。この取組みの一環として、2015年に音楽と著作権を題材としたエキスポを開催する予定。これはMCTにとって初めての試みである。
- ・ブックレットやFacebook等のソーシャルメディアを利用して、協会の活動を紹介しており、これは会員を増やすことと著作権の普及を目的として行っている取組みの1つである。またテレビ番組のエンドクレジットを利用して、消費者を対象とした普及啓蒙も行っている。そして、使用料を支払うよう侵害者へ電話連絡等もしているので、ある意味MCTは毎日著作権の教育に努めていると言える。(場合によっては反社会勢力から刑事告訴された侵害者から相談の連絡を受ける事もある。)

その他

- ・DIPでは2014年11月に新しい局長が就任した。タイ国内及び海外の著作権管理に関して討議するため、先週CISACのリージョナル・ディレクターとDIPを訪問した折に、始めて局長と対面した。新しい局長のもとで展開するDIPの今後の活動に期待する。
- ・タイでは20年前に著作権法が導入され、この国でそれは新しい概念であった。JASRACを始め海外の著作権管理団体から多くを学び、活動を継続している。
- ・タイからの観光客に対するビザ免除措置の影響で、タイでは日本への関心が新たに高まっている。

■FIVE STAR PRODUCTION

日時：2015年01月13日（火）

場所：FIVE STAR PRODUCTION

タイにおける著作権侵害とその対策について

- ・昨年タイ映画協会連盟（The Federation of National Film Associations of Thailand : FNFAT）とオンライン侵害の対策を始め、MPAとTECAがこの取り組みを援助している。
- ・海賊版DVDが深刻な問題だった時は、それぞれの権利者団体が執行機関へ侵害者の検挙を要請していた。
- ・国内作品の正規版が450パーツ(日本円で約1,800円)で売られているのに対し、海賊版は50パーツ(日本円で200円弱)程度で販売されている。正規版はショッピングモールやセブンイレブン等で販売され、そのお店の前で夜露天商によって海賊版が販売されることもある。
- ・侵害の新しい傾向として、LINEメッセージに侵害ファイルのリンクが張られ、共有されるようになった。この方法で、タイ語吹き替えが付いた「ドラえもん」が多数侵害されている。
- ・「Master Movie HD」(<https://www.mastermovie-hd.com/>)で高品質の侵害映像が視聴可能となっている。(調査をしたところ、「ドラえもん」、「クローズ・ゼロ」等のアニメや邦画作品がタイ語吹き替え付きで視聴可能となっている事を確認。また、サイトで映像を視聴すると、ポップアップ広告が掲載され、それらの殆どは日本人を対象とした有害広告等であった。)このサイトはサーバが海外にあるので、対処ができない。ライセンス問題としてECD(経済犯罪部)がこういった問題に取り組めるようになったら、もっと容易に解決するであろう。そのためには、政府にタイ国内の映画産業が重要であると認識させる必要があり、FNFATがそれに取組んでいる。
- ・ICT(通信情報省)は通信環境の整備に力を入れており、オンラインにおける著作権の保護は行っていないので、デジタル経済省(Ministry of Digital Economy)になった時点で、著作権の重要性にもっと理解を示してくれるとありがたい。
- ・タイにはインターネットの基幹回線が3つあり、内2つは政府が管理している。これらをプロバイダが管理しており、タイでは王室に対する誹謗中傷、公序良俗に反する情報(ポルノ等)がフィルターされている。表現の自由はあまり尊重されておらず、検閲がなされている。
- ・オンライン侵害の影響で昨年タイのレンタルビジネスが壊滅した。また3大ディスクストアも閉店した。この影響で政府(商務省: Department of Commerce)は税収が減ったはずだが、この問題は著作権関連の司法・執行機関へ伝えられていない。日本政府からタイ政府に対して、侵害対応の要請は出来ないか。マレーシアの例を取っても、タイ政府は現状改善に取り組むと思う。

消費者へのPR・啓蒙活動

- ・教育を通してモラルを高め、侵害を軽減することは大切だ。タイ人は日本人程、責任感やモラルがない。若い世代は、特にそれらが欠けている。幼児期から国民に意識を植え付ける努力を政府が行うべき。
- ・日本製のおもちゃやカードゲームに関して、タイの子供たちは模倣品では遊ばない。海賊版で遊ぶ子供は、正規版で遊ぶ子供の輪には入れない。カードゲームに関しては、価値がカード自体に含まれている。楽しみながら遊ぶ事で、子供にモラルや責任感が植えつけられている。直接子供に教育するより、遊びながら学ばせる方が子供も学ぶ。
- ・成果を数値で測れるような取組みしか政府は行わないが、そのアプローチでは良い結果は得られにくい。税金の無駄遣いだ。

タイのコンテンツ市場について

- ・タイでは映画鑑賞者の7割が10代の若者層であり、これらの若者は海賊版を購入するより、インターネットで侵害ファイルを楽しむことを選ぶ。一方、夜の露店で海賊版を購入する世代は、映画をあまり鑑賞しない層と言える。
- ・効果的な映画の宣伝手段としてSNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用している。昨年においては、3作品がSNS上の口コミ情報のみで、単館上映から大ヒット映画となった。その逆で、悪評が広まり、観客が全く入らなくなる作品もある。
- ・日本作品は殆どがアートハウス映画として上映される。「スウィングガールズ」もこれに含まれた。アニメーションに関しては、一般向けに公開されており、「ドラえもん」はタイで上映される毎に、人気が増している。「STAND BY ME ドラえもん」は4千万バーツ（1億6千万円弱）の興行収入が見込まれており、最もヒットしたドラえもん作品となるであろう。今までのドラえもん作品の興行収入は1千万バーツ（4千万円弱）程度に留まっていた。

その他

- ・タイの警察官は著作権法に関する知識が乏しい。また、警察官の教育に協力しても、配置換えが多いのでその努力は大抵無駄になる。
- ・4年前に映画館で盗撮を行っていた侵害者を警察へ差し出したところ、警察官はこの問題に対して全く理解がなかった。カムコーダーに証拠映像が残されていたので、最終的に告訴はできたがこの事件の判決は未だ下っていない。大抵の場合、盗撮は未成年（15歳以下）が組織に雇われて行っており、罰則も厳しくはない。幸い盗撮の問題は以前より沈静化した。
- ・タイでは、国内映画が毎年年間平均55～60作品リリースされる。2年前はその内の90%から100%近くが盗撮の被害にあった。昨年は60作品がリリースされ、その内の半分である30作品が盗撮の被害にあった。盗撮の被害にあったのは、人気作品のみだった。オンライン時代になり、アートハウス系の映画は人気が無くなり、盗撮の対象から外された。海外作品に関しては音声の違法録音も問題となる。
- ・日本政府からの働きかけがあれば、タイ政府も侵害問題の現状改善に努めるだろう。